

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 430

平成19年 8月 6日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F

P

税務会計

“1.32”出生率が6年ぶりに上昇 回復基調の今後の見通しは？

2006年の人口動態統計(厚生労働省)で出生率が4年ぶりに1.32に回復した。実に出生率の上昇は6年ぶりの現象となった。

出生率が1.32に押し上げた主な要因は30代以上の出産率が上昇した影響が大きい。これを裏付けするように、05年に続き30代前半の出産が20代後半を上回っている。さらに今回の特徴は30代後半が20代前半を、40代前半が10代後半をそれぞれ上回り、全体では30代以上が20代以下を上回る「逆転現象」が広がったことである。

この現象に政府や企業の子育て両立支援策が後押ししていることや、雑誌などマスコミの注視もあって、子どもを生める女性の年齢に敏感になっている世相のムードもある。

政府は景気回復を要因に上げ、官民による支援策(次世代法)の本気度に対する安心感と賃金上昇の収入増で生活設計を見直す機会が生まれたとも見ている。

生活設計上、仕事と出産・子育ては重要な柱であるが、その支援策は大手企業先行で全体的にはまだ緒についたばかり。今年1月に社会保障審議会が公表した人口試算では、働く女性の7割は出産で仕事を辞めるため、今後は仕事を継続できる環境整備が必要と強調している。しかし、現状の支援策は総花的との分析が大勢の見方だ。社会全体の運営基盤をも左右する出生率上昇には、これまで以上の官民による本気度が問われそうだ。

中小企業者等と特定中小企業者等 特定は3千万円までの法人・個人

中小企業が設備投資を行った場合の優遇措置で代表的なものに、青色申告書を提出する中小企業者等を対象とする「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」がある。

これらの税制はどちらかの選択適用で、特別償却(30%)または税額控除(7%)が認められる。

ところが、中小企業者等と「特定中小企業者等」とでは、対象設備を取得した場合とリースの場合とで、特別償却制度と税額控除制度の取扱いが異なる。

税法上、「中小企業者等」とは、資本金が1億円以下の法人(大規模法人の子会社は除く)、

資本金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1000人以下の個人、農業組合等のいずれかに該当する法人・個人等をいう。

一方、「特定中小企業者等」とは、資本金が3000万円を超える法人以外の法人・個人等をいう。

上記の優遇税制では、対象設備がリースの場合は、中小企業者等、特定中小企業者等ともに、特別償却制度は使えず、税額控除制度のみとなるが、対象設備を取得した場合は、特定中小企業者等は特別償却、税額控除とも使えるのに対し、資本金が3000万円超の中小企業者等は特別償却しか使えない。

つまり、同じ中小企業でも資本金3000万円以下の企業をより優遇しているわけだ。

お断り：次週は本紙の夏期休刊日にあたり、次号(No.431)の発行は平成19年8月20日(月)になります。

今週のキーワード

人口動態統計

06年に国内で生まれた日本人の子どもは05年より3万人多い109万3000人。内訳は1人目が約1万2000人、2～3人目が6割以上を占めた。2人目以上が増えたのは企業や自治体で出産奨励金を出す少子化対策の効果と見られる。結婚は73万1000組(05年より1万7000組増)。平均初婚年齢は夫30.0歳、妻28.2歳で、男女ともに前年比0.2歳上昇。20～24歳女性の初婚率は上昇。さらには、離婚件数が25万7484件で4年連続減少。また、死因はガンが約32万人で最多を更新している。